

## 大阪府市都市魅力戦略会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪府市統合本部（以下「本部」という。）における決定に基づき、「世界的な創造都市に向けて グレートリセット」の統一コンセプトに基づいた都市魅力創造の戦略を検討するため、都市魅力戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市魅力創造にかかる府市事業の融合・統合に関すること。
- (2) 都市魅力創造にかかるシンボルプロジェクトの検討に関すること。
- (3) 都市魅力創造にかかる府及び市におけるビジョン・計画、審議会等の一本化・再構築の検討に関すること。
- (4) その他本部が指定する事項に関すること。

## （組織）

第3条 会議は、特別顧問及び特別参与（以下「特別顧問等」という）、府府民文化部長、市ゆとりとみどり振興局長で組織する。

2 会議に座長を置き、座長は本部にて指名された特別顧問とする。

## （ワーキンググループの設置）

第4条 座長は必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができるものとする。

## （会議）

第5条 座長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 座長は、必要があると認めるときは、府及び市の特別顧問等並びに職員その他関係者の出席を求めることができる。

3 会議は原則として公開とする。

## （学識経験者等の助言）

第6条 座長は、本部の目的を達成するため、所掌事項に関する専門的事項について、特別顧問等並びに学識経験を有する者の助言を得ることができる。

## （特別顧問等）

第7条 特別顧問等は会議において、専門的見地から意見を述べるとともに、WG並びに府及び市の都市魅力戦略会議に関係する部局に対して、専門的助言指導を行うものとする。

2 特別顧問等は、WG並びに府及び市の都市魅力戦略会議に関係する部局に対して、助言指導に必要な情報を求めることができる。

## （守秘義務）

第8条 特別顧問等は、助言指導その他職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、府府民文化部及び市ゆとりとみどり振興局が担う。

附 則

この要綱は、平成24年2月 日から施行する。